

## 浄水器の訪問販売に関する情報提供

福岡市消費生活センターでは、いわゆる「実験商法」による浄水器の訪問販売を行っていた事業者に対し「福岡市消費生活条例」第22条第1項に基づき調査を行った結果、第21条第1項に規定する不当な取引行為を行っていると認められたため、平成17年9月7日、第22条第2項に基づき是正指導を行いましたので情報提供します。

浄水器は消費生活センターへの相談が多い商品の一つですが、特に気を付けたいのがこのような「実験商法」による訪問販売です。消費者被害を未然に防止するため、一般的な手口や対処法等について報道方よろしくお願ひします。

### 1 是正指導を行った浄水器の訪問販売業者について

#### (1) 相談傾向

- 平成16年4月から平成17年6月末までの相談件数は35件。
- 契約当事者は女性が86%と多く、年代別では20歳代前半(74%)に集中している。

#### (2) 是正指導を行った不当な取引行為の内容

- 販売以外のことが目的であるかのように見せかけ、販売の意図を明らかにしないで訪問し、誤信を招く情報を提供して不安にさせ、勧誘を行う(条例第21条第1項第1号に該当)。
- 夜間に訪問し、深夜に及び勧誘を行う(条例第21条第1項第2号に該当)。

### 2 当センターに寄せられた浄水器に関する相談の概要

#### (1) 相談傾向(浄水器の購入契約や性能等に関する相談や問い合わせの件数)

- 平成16年度の相談件数は194件、その約79%が訪問販売によるもの。
- 契約当事者は女性が75%と多く、年代別では20歳代(36%)と70歳以上(24%)が多い。

#### (2) 実験商法の手口と問題点

- 「水道水の水質検査」などと浄水器の販売が目的であること隠して訪問する。「水道局の依頼で来た」「マンションの管理組合の依頼で来た」などと信用させて近づくこともある。
- 水道水に持ってきた試薬を入れてピンクや青色や黄色に変色する様子を見せながら、「水質が悪い。このままでは体に良くない。」と消費者を不安にさせ、浄水器の契約を勧める。

\*水道水は雑菌の増殖を抑えるために塩素で殺菌されており、塩素と反応する試薬を入れると試薬の種類によってピンクなどに変色する。これは水道水がきちんと殺菌されている証拠で「水質が悪い」ということではありません。

#### (3) 対処法

- 水道局が業者に依頼して個人の家の水質検査をすることはありません。マンションの場合は管理組合に確認しましょう。必要のない検査ははっきり断ることが大切です。
- 水道水は水道法の基準を満たした安全な水です。業者の説明をうのみにして慌てて契約しないようにしましょう。
- 訪問販売の場合は契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフ(無条件で契約を解除することができる制度)ができます。
- 浄水器を使用しても期間内であればクーリング・オフできます。また、期間が過ぎていても「特定商取引法」や「消費者契約法」による取消ができる場合もあります。あきらめずに早めにセンターにご相談下さい。

担当：消費生活センター	相談指導係	喜田・植田
	啓発係	本村・萩尾
TEL：712-2929	FAX：712-2765	